平成29年度 狂犬病予防定期集合注射実施のお知らせ

犬の所有者は、生後91日目以上の飼い犬に毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています(狂犬病予防法第5条)。品川区では、<u>東京都獣医師会品川支部所属の動物病院17か所</u>を会場として「狂犬病予防定期集合注射」を実施します。

1. 期間と会場

◆実施期間

平成29年4月1日(土)~30日(日)

※動物病院によって実施日・注射時間が異なります。注射時間は厳守願います。

◆実施会場(動物病院)
別紙「狂犬病予防定期
集合注射実施会場一覧表」
のとおりです。



2. 持ち物と費用

◆持ち物

- ①同封の「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」
- ②同封の「問診票」(必ずご記入ください)

◆費用

狂犬病予防注射料

3,100円

狂犬病予防注射済票交付手数料

550円

슴 計

3,650円

※時間外は注射料金が上記とは異なる場合があります。 なるべく、つり銭の無いようにお願いします。

3. 登録が済んでいない飼い犬

◆登録が済んでいない飼い犬(未登録犬) 登録が済んでいない場合、集合注射会場で犬の登録手続きができます。(登録手数料:3,000円)

※「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」 の鑑札番号欄に「未登録」と記載がある飼い犬は、 登録手続きが済んでいません。

※注射済票の交付手続きと一緒に行ってください。 単独では手続きできません。区の窓口にて手続きを 行ってください。

4. 集合注射を利用されない場合

「動物病院で狂犬病予防注射を接種後、<u>注射済票の</u> <u>交付申請を区の窓口にて行ってください。</u> 持ち物は以下の通りです。

<窓口>

- ●品川区保健所(区役所 7 階)●品川保健センター
- ●荏原保健センター●各地域センター

く持ち物>

- ●獣医師から発行される「狂犬病予防注射済証明書」
- ●今回同封している「狂犬病予防定期集合注射の 通知書兼領収書」

5. お 願 い



- ※狂犬病予防注射の法定接種期間は 4月~6月です。本手続きは、6月末日までにお済ませください。 ※「狂犬病予防定期集合注射」利用の場合、注射済票は会場である動物病院にて交付されます。
- ※このお知らせは、**平成29年2月末現在**の登録情報を基に作成しております。飼い主様や飼い犬に関する登録情報に相違があるときは、「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」の**C票に赤で 二重線を引き、訂正**をお願いいたします。